

試験開始の指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません

## 令和5年度佐賀県クリーニング師試験問題

### 1 衛生法規に関する知識

#### 【注 意 事 項】

- 1 解答用紙に、「受験番号」と「氏名」を忘れずに記入してください。
- 2 机の上には受験票と筆記用具のみを置いてください。
- 3 携帯電話は、必ず電源を切るかマナーモードにし、机の上には置かないでください。
- 4 解答は、答案用紙にHB又はBの鉛筆（シャープペンシル）で記入してください。
- 5 1つの問題には、複数の選択肢があります。1つを選び解答してください。
- 6 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 7 試験中にトイレ、体の不調、筆記用具の落下など試験担当者に用事がある場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 8 試験問題については、各自持ち帰ってください。

## 試験問題

### 【衛生法規に関する知識】

問1 クリーニング業法に規定する目的に関する次の記述で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 利用者の利益の擁護を図ること
- (2) 経営の向上を図ること
- (3) 経営を公共の福祉に適合させること
- (4) 国民生活の安定に寄与すること
- (5) 営業者の組織の自主的活動を促進すること

問2 営業者の義務に関する以下の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング所を開設しようとする者は、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。
- (2) クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、都道府県知事への届出は不要である。
- (3) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しのみを行う場合であっても、クリーニング所に、必ず1人以上のクリーニング師を置かなければならない。
- (4) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

- (5) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。

**問3** クリーニング業法に関する以下の記述のうち、正しいものを ( ) 内から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受け、その後は( ①3年 ②5年 )を超えない期間ごとに当該研修を受けなければならない。
- (2) クリーニング業法に規定する「クリーニング業」に( ①コインランドリー営業 ②リネンサプライ業 )は含まれない。
- (3) クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、( ①10日以内 ②1か月以内 )に免許証の訂正の申請をしなければならない。
- (4) クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失ったときは、その旨を記載して、( ①1か月以内 ②3か月以内 )に再交付の申請をしなければならない。
- (5) クリーニング師が死亡し、または、失踪の宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者は、( ①10日以内 ②1か月以内 )に免許証を返納しなければならない。

**問4** 次の洗濯物のうち、クリーニング業法施行規則に規定する「消毒を要する洗濯物」に該当するものには○印を、該当しないものには×印を解答欄に記入しなさい。

ただし、いずれも営業者に引き渡される前に消毒されていない洗濯物とする。

- (1) 社会福祉施設で使用されたパンツ

- (2) 旅館で使用されたシーツ
- (3) 病院で使用された枕カバー
- (4) シミのついた汚れのひどい衣類
- (5) 飲食店で使用されたおしぼり



## 解答用紙

### 【衛生法規に関する知識】

受験番号	氏名

#### 問1 (各5点×5=25点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	×	○	×	×

#### 問2 (各5点×5=25点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×	×	×	○	○

#### 問3 (各5点×5=25点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
①	①	①	①	②

#### 問4 (各5点×5=25点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
○	×	○	×	○